



海と文化の交差点・共創のまち浜田

広報  
はまだ

# はまだ

2005

9/1日号

No.1387

編集・発行 浜田市総務課 ☎0855-22-2612

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

E-mail: [info@city.hamada.shimane.jp](mailto:info@city.hamada.shimane.jp)

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



右から新観光大使の香野瞳さん、磯野あゆみさん、司会者：三上貴子さん

8月6日(土) 夕方から浜田の夏恒例の「浜っ子夏まつり」が浜田漁港で開催されました。花火大会のほかメインステージでは、「観光大使はまだ」の交代式や踊りの披露が行われました。また、今回はじめて企画された若者3グループのスノーボード・ボックス大会や屋外クラブイベント、ショーカー展示もあり大勢の市民で賑わいました。

## 主な内容

- ◇衆議院選挙..... 2～3
- ◇市長選挙・市議会選挙..... 4～5
- ◇合併後どう変わる、変わらない?③..... 6～7
- ◇お元気ですか96..... 8
- ◇一日外来人間ドック..... 9
- ◇子育て&健康ひろば..... 10～13



# および最高裁判所裁判官国民審査 選挙および衆議院比例代表選出議員選挙)

9月11日(日)に衆議院議員総選挙(小選挙区・比例区)と最高裁判所裁判官国民審査が行われます。衆議院議員総選挙は県内を2つの選挙区に分けた小選挙区選挙と中国地方を1つの選挙区とした比例代表選挙によって行われます。私たちの暮らしを決める大切な選挙です。みんなで投票しましょう。

## 不在者投票 (期日前投票および不在者投票)

### 期日前投票

期日前投票は、従来市役所で行っていた不在者投票に替わるもので、投票用紙を封筒に入れずに直接投票箱に投函します。

### 期日前投票受付期間

8月31日(水)～9月10日(土)

午前8時30分～午後8時

受付場所 市役所4階講堂

### 期日前投票ができる人

投票日に投票所へ行けない人は、選挙の前日までに期日前投票を済ませてください。

たとえば仕事の都合や冠婚葬祭などの予定がある人、旅行や買物などの私用で投票日に投票区内にいない人、病気やケガ、妊娠、入院中などの理由で歩行が困難な人も期日前投票ができます。(印鑑は不要ですが、申請書の記載が必要です。)

※ 期日前投票期間中に20歳になる人は、期日前投票ができない場合があります(不在者投票ができます)。

### 不在者投票

※ 島根県選挙管理委員会が指定する病院など、次の施設に入っている人は、その責任者に申し出れば、その施設で投票ができます。

浜田市では、浜田医療センター、清和会西川病院、島田病院、松風園、偕生園、美川苑、ケアハウス美川、たんぼほの里、夕陽ヶ丘が該当します。

## 投票できる人の年齢など

◎投票できる人は日本国籍があり、投票日までに年齢が20歳以上の人です。

- ・昭和60年9月12日までに生まれた人
- ・基準日現在(8月29日)浜田市に住所があり、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人

## 投票時間

9月11日(日)

午前7時～午後8時

指定の投票場所で投票をしてください。

(ただし、次の投票所は、午後7時までです。)

- 第10投票所 (石見公民館長見分館)
- 第13投票所 (石見公民館宇津井分館)
- 第22投票所 (美川公民館東分館)
- 第23投票所 (美川公民館西分館)
- 第28投票所 (大麻公民館)
- 第33投票所 (久代公民館)
- 第34投票所 (宇野小学校)
- 第35投票所 (下有福研修センター)



# 9月11日(日)

## 衆議院議員総選挙

### (衆議院小選挙区選出議員)

#### 投票用紙の色

小選挙区選挙は白色地に黒色印刷

比例代表選挙は薄オレンジ色地に赤色印刷

国民審査はあさぎ色(薄青色)地に黒色印刷

#### 選挙人名簿に登録された船員の投票

「選挙人名簿登録証明書」が交付されている船員が、投票所で投票する場合は必ずこの証明書を持参してください。

このことについては、事業主、事務担当者の指導と協力をお願いします。

#### 開票作業

日時 9月11日(日)午後9時10分～

場所 原井小学校

※ なお、浜田市投票分の選挙区の開票速報は浜田市役所のHPで見ることができます。

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

#### 投票所の入場券と選挙公報

投票所入場券は、はがきを選挙人あてに郵送します。

1枚のはがきに、最大6人分印刷されています。必ず切り離して投票所に持参してください。

選挙公報は、各町内の囑託員を通じて、投票日の2日前までに各戸に配布します。

#### 郵便による不在者投票

からだに重度の障害があり、投票所での投票が極めて困難な人は、自宅から郵便投票ができます。

##### 郵便投票ができる人

- 1 身体障害者福祉法に定められている身体障害者で身体障害者手帳の記入内容が次のどちらかに該当する人
  - ①両下肢、体幹、移動機能障害の1級または2級
  - ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級または3級
  - ③介護保険法に基づく要介護5の認定を受けている人
  - ④免疫の障害1級から3級まで
- 2 戦傷病者援護法に定められている戦傷病者で、戦傷病手帳の記入内容が次のどちらかに該当する人
  - ①両下肢、体幹の特別項症から第2項症まで
  - ②内臓機能の特別項症から第3項症まで

##### 手続きと方法

ア 郵便投票をしようとする人は、身体障害者手帳を持参し、市選挙管理委員会に「郵便投票証明書の交付申請書」を請求してください。(請求は代理人の人でも可能です。)

イ 市選挙管理委員会では、該当と認められた申請者に「郵便投票証明書」を交付します。

※ 証明書の有効期限は7年間です。有効期限を過ぎた人は、早めに申請してください。

#### 郵便による不在者投票(代理投票)

下記の障害に該当する人は、郵便投票(代理投票)ができます。認定作業が必要なので事前に市選挙管理委員会にお問い合わせください。

##### 郵便投票(代理投票)ができる人

郵便による不在者投票ができる人で、さらに次のどちらかに該当する人

- ①身体障害者で上肢または視覚の障害が1級
- ②戦傷病者で上肢または視覚の障害が特別項症

# 市長選挙・市議会議員選挙

市町村合併後、最初の市長・市議選挙（設置選挙）を行います。

10月1日(土)に浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併し、新浜田市となって新市長と市議会議員を選出する選挙を行います。

この選挙は、新浜田市の将来を託す人を決めるとても大切な選挙です。また、私たちの考えを市政に反映させるよい機会です。

明るい選挙を心がけ、よく考えて責任をもって投票をしましょう。



## 選挙区・定数

市長選挙は、新浜田市全体を一つの区域とし、選出されます。

市議選挙は、市町村ごとに5選挙区を設けます。各選挙区で選出される議員数は、浜田市で22人、金城町で4人、

旭町で3人、弥栄村で2人、三隅町で5人です。

なお、選挙区ごとに選挙をするのでほかの選挙区の候補者を選ぶことはできません。

## 投票の日時など

新市設置により10月1日に開催される市選挙管理委員会で、投票日が正式に決定されます。

今のところ、10月23日(日)を投票予定日として準備しています。

以下、この予定日を仮定して、諸期日を設定しています。投票日の7日前が告示日です。10月16日(日)の予定です。

告示日に、立候補者の届出を受け付け、受理後に選挙運動が始まります。

## 投票できる人

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるのは、次のとおりです。

- 1 昭和60年10月24日までに生まれた人で、かつ、
- 2 平成17年7月15日までに、5市町村の住民基本台帳に登録されている人



## 住所を変更した人

新浜田市の区域外から

転入してきた人

平成17年7月16日以降に、

5市町村外から新浜田市の区域内(5市町村内)に転入届を出した人は、新浜田市の選挙人名簿に登録されず、設置選挙では投票できません。

### 新浜田市の区域内で

#### 転出・転入した人

平成17年7月16日以降に転入届を出した人のうち、市町村合併前に新浜田市の区域内でのみ転出・転入した場合に、投票ができます。(転入した先で投票となります。)ただし、平成17年10月15日以降に転居届を出した人は、前住所の投票所での投票となります(投票所は入場券に明記しています)。

### 新浜田市の区域外へ

#### 転出した人

県内の他市町村(新浜田市の区域外)や県外に転出した人は投票できません。



## 投票する場所、方法など

投票所は従来の場所に設置します。投票時間などについても従来と変わりません。具体的なお場所（投票所）については、投票日前に送付する入場整理券に記載します。

入場整理券を受け付けから、投票用紙を受け取ります。まず、市長選挙、次に市議会議員選挙を行います。

※ 詳しくは投票所の事務員の指示に従ってください。

## 期日前投票

投票日当日に投票ができない人は、期日前投票ができます。

期日前投票は、告示日の翌日から投票日前日までで10月17日～22日までです。印鑑は不要です、届いていけば入場整理券を持参してください。

設置選挙においては、選挙区ごとに、期日前投票所を設けます（浜田市役所本庁および各支所）。異なる選挙区の期日前投票所に行かれても、期

日前投票はできません（選挙人名簿は、各期日前投票所にあり、それぞれでしか名簿の照合ができないため）。



## 不在者投票

不在者投票も、告示日の翌日から投票日前日までです。次の人が該当します。

- ・選挙期日には20歳だが、投票する時点では未成年の人
- ・指定病院などに入所している人
- ・身体障害者、要介護者で、郵便投票の認定を受けている人
- ・一時的に浜田市内に外出（出張、旅行など）する人

※ 詳しくは、近くの選挙管理委員会に相談してください。

なお、不在者投票用紙の請求および受付について

は、すべての場合において、新浜田市の選挙事務局（浜田市役所本庁）宛てとなります。

## 投票所入場券

入場券は10月18日頃に、郵送します。1枚のはがきに、世帯別で、最大6人分の入場整理券が印刷してあります。必ず切り離して、各自で投票所へ持参してください。

なお、入場整理券を紛失したときは、投票所の係員に申し出てください。



## 選挙公報の配布

選挙公報は、10月21日（金）までに全世帯へ配布しますが、万一届かないときは、浜田市役所および各支所（現町村役場）に用意してありますので利用してください。

## 立候補手続等説明会の開催

市長選挙および選挙区の全市議選挙の立候補予定者への説明会を、次のとおり開催する予定です

### 市長選挙

日時 9月16日（金）  
午前10時から

場所 浜田市役所4階講堂

### 市議会議員選挙

日時 9月16日（金）  
午後1時30分から

場所 浜田市総合福祉センター

※ 会場や資料などの都合により、候補陣営は候補者を含めて2人以内で参加してください。

## 第30回 浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会

日時 9月13日（火）午後1時30分開会

場所 旭町 旭センター

※ 最後の合併協議会となります。どなたでも傍聴できますので、気軽に参加してください。

（ただし、傍聴できない場合もあります。）

問い合わせ先 市町村合併推進室（☎内線336）

### 設備投資の計画を持っている人へ

#### しまね産業振興財団 設備貸与制度のお知らせ

小規模企業者などが希望する機械・設備を財団が購入し、長期・低利で割賦販売する制度です。

設備貸与の金利を2.5%から2.2%に変更しました。

※ 詳しくはお問い合わせください。

#### 問い合わせ先

しまね産業振興財団（☎0852-5113）

<http://www.joho-shimane.or.jp/>